

出典・データ一覧

P	本編P	出典	内容
1	3	佐世保市	財政シミュレーション（27.5%一律改定とした場合の向こう4年間）
2-4	7	水道料金算定要領	水道料金算定要領（料金体系）
5-11	18	佐世保市	基本料金水準（固定費の配分）について
12	20	決算状況調査	基本水量
13	26	決算状況調査	料金体系
14-19	30	水道料金表	従量料金（逡減）採用団体
20-21	31	各自治体HP	メーター口径決定基準例（九州内の中核都市以上）
22	36	佐世保市	料金表・案（2か月分）

財政シミュレーション（27.5%一律改定とした場合の向こう4年間）

(千円)

収益的 収 支		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	営業収益	6,641,752	6,616,957	6,589,392	6,563,917
	料金収入	6,531,948	6,507,153	6,479,588	6,454,113
	営業外収益	783,719	765,132	780,381	833,916
	特別利益	12,244	10,423	10,222	7,231
	収益の収入（計）	7,437,715	7,392,512	7,379,995	7,405,064
	営業費用	5,931,899	6,086,490	6,319,955	6,670,715
	営業外費用	638,739	688,843	756,142	808,046
	特別損失	3,027	3,027	3,027	3,027
	収益の支出（計）	6,573,665	6,778,360	7,079,124	7,481,788
当年度純損益	864,050	614,152	300,871	-76,724	

(千円)

資本的 収 支	資本の収入（計）	7,490,400	5,701,234	5,524,707	6,494,490
	建設改良費	8,126,494	6,745,655	6,694,127	8,231,462
	企業債償還金	1,579,964	1,519,871	1,525,682	1,549,722
	資本の支出（計）	9,706,458	8,265,526	8,219,809	9,781,184

資本的収支不足額	2,216,058	2,564,292	2,695,102	3,286,694
----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(千円)

自己資金	3,204,190	3,396,402	3,317,449	2,592,356
------	-----------	-----------	-----------	-----------

(千円)

企業債未償還残高	34,972,650	37,196,979	39,198,997	42,198,275
----------	------------	------------	------------	------------

(%)

給水収益対企業債残高比率	535.4	571.6	605.0	653.8
--------------	-------	-------	-------	-------

(千円)

経常収入	7,425,471	7,382,089	7,369,773	7,397,833
経常支出	6,570,638	6,775,333	7,076,097	7,478,761

(%)

経常収支比率	113.0	109.0	104.2	98.9
--------	-------	-------	-------	------

(円)

供給単価	274	275	275	275
給水原価	253	262	276	292

(%)

料金回収率	108.4	104.7	99.5	94.1
-------	-------	-------	------	------

水道料金算定要領（料金体系）

3. 料金体系

（1）個別原価主義

水道料金は、総括原価を経費の性質ごとに需要家費、固定費及び変動費に分解のうえ、需要家費は準備料金、固定費は準備料金と水量料金、変動費は水量料金にそれぞれ配分する。また、準備料金は、各使用者群に対して各群の個別費用に基づき基本料金として配賦し、水量料金は従量料金に配賦して、設定するものとする。

この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

イ 需要家費

需要家費は、検針・集金関係費、量水器関係諸費等、主として需要家の存在により発生する費用である。

ロ 固定費

固定費は、営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したものである。

ハ 変動費

変動費は、薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例して発生する費用である。

ニ 準備料金

準備料金は、使用水量とは関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価である。

ホ 水量料金

水量料金は、各使用者の使用水量に対応して必要とされる原価として給水量単位あたりに配賦される原価である。

ヘ 基本料金

基本料金は、各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金であり、給水管の口径別により適当な使用者群に区分して設定する。また、その総額は準備料金の額と一致する。

ト 従量料金

従量料金は、実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金であり、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする。また、その総額は水量料金の額と一致する。

「3. (1)個別原価主義」について

水道料金は、使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できるのである。

(1) 基本的考え方

計算方式のもっとも極端なものとしては、総括原価のうち、需要家費及び固定費の全額を準備料金とし、変動費を水量料金とするものが考えられる。しかし、かかる方式は、基本料金が著しく高額となり料金制度そのものとしても問題があるとともに、水道事業における生活水の低廉な確保という料金設定の原則にももつとることとなる。

また、水道事業では、原浄水の貯留がある程度可能であるので、固定費全額が各使用者の需要の特性に比例するとみることは、必ずしも適当ではない。したがって、固定費のうち、比較的各使用者の需要の特性に比例するもの及び需要家費を準備料金とすることが妥当である。

(2) 基本料金

基本料金について、一時使用等、給水管の口径別によることが適当でない場合には、別途使用者群を設定することができるものとする。

(3) 総括原価の分解、配分及び配賦

総括原価は需要家費、固定費及び変動費の3費目に分解し、次の基準により準備料金及び水量料金に配分したのち、基本料金及び従量料金に配賦する。

イ 需要家費

需要家費は、全額を準備料金として基本料金に配賦するものとし、各使用者に対する配賦基準は次のとおりとする。

- ① 需要家費のうち検針・集金関係経費等各使用者について均等に要する費用は、各使用者に対し、均等に配賦する。
- ② 量水器関係諸費は、量水器の取得価格に比例して差別配賦とする。

ロ 固定費

固定費は、準備料金と水量料金に配分のうえ、準備料金に配分された額については、各使用者群の需要の特性に基づき差別配賦とし、水量料金に配分された額は、給水量1立方メートルあたり均等に配賦する。

この場合、固定費の配分及び準備料金に配分された固定費の配賦の基準は、次に掲げるものの中から各事業の実態等を勘案して、適宜選択するものとする。

① 固定費の配分基準

- (i) 固定費総額に対して、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法
- (ii) 固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法
- (iii) 固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法
- (iv) 固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法

② 準備料金の配賦基準

- (i) 理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法
- (ii) 理論流量比と断面積比を考慮して配賦する方法
- (iii) 理論流量比と最大給水日又は最大給水時間における各使用者群

の結合需要の比を考慮して配賦する方法

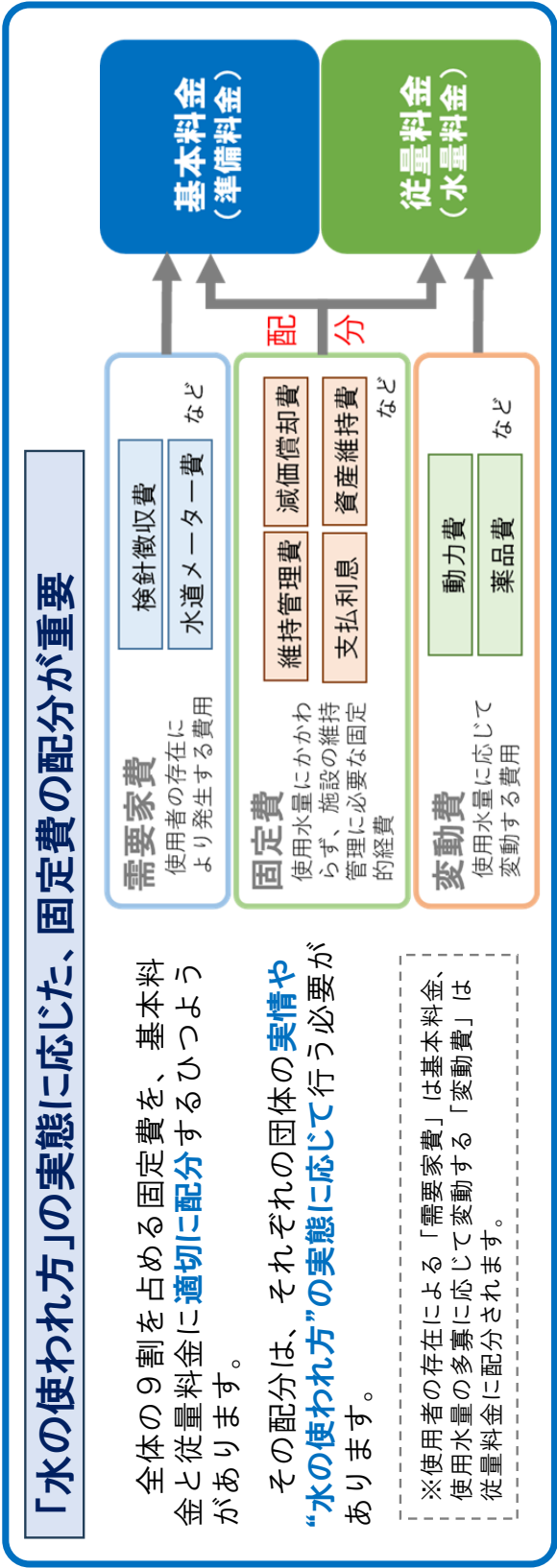
ハ 変動費

変動費は、全額を水量料金に配分する。

(4) その他

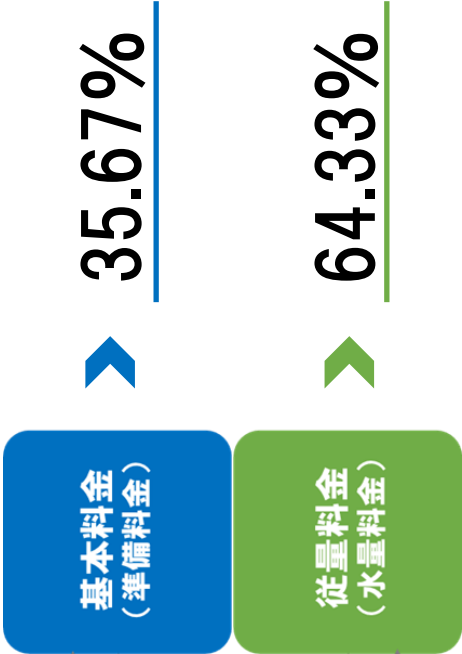
特定時期に使用が偏る観光地のホテルや別荘などにおける特殊な使用形態での水道水使用については、通常極めて特異な負荷を示すことになるので、最大需要の発生原因となる使用形態に対するピーク責任等を考慮した料金制度の検討が必要と考える。

基本料金水準(固定費の配分)について



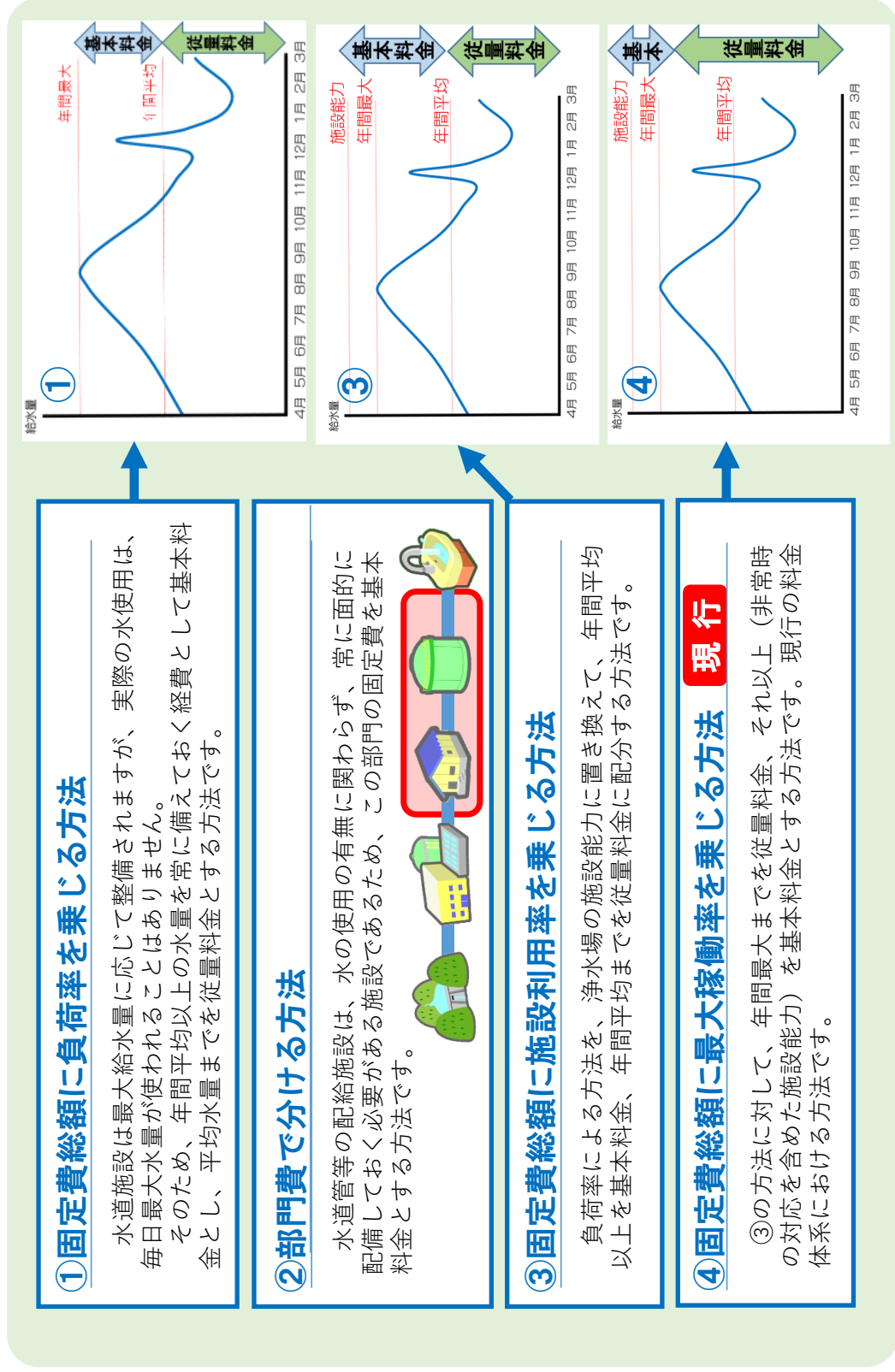
令和5年度の料金収入における「基本料金：従量料金」の割合は右のとおりです。

	(千円)	(%)
給水収益	5,300,620	100.00
基本料金	1,890,762	35.67
従量料金	3,409,858	64.33



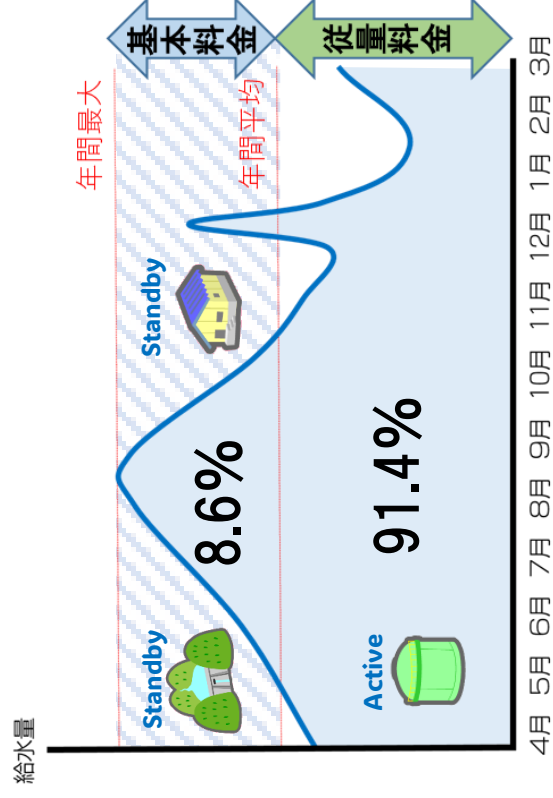
固定費の配分方法

- 固定費への配分方法には、以下の4つがあり、実態に合う方法を選択することとされています。



①固定費総額に負荷率を乗じる方法

- 水道施設は最大給水量に応じて整備されま
すので…
 - ・年間平均以上の水量は、使用水量にかかわ
らず常に備えておく経費として基本料金
 - ・平均水量までを従量料金とする考えです。
- 負荷率が低い(平均と最大の差が大きい)ほど
基本料金の割合が高くなり、**経営の安定性が増
す一方で、少量利用者の負担は大きく**なります。



× 負荷率が高い本市では、**固定費の殆どを従量料金で回収することになります。**
本市の“水の使われ方”に適さないものと考えられます。

水源不足の本市では、水道の多量使用を抑制して
いるため、最大水量が記録されにくい状態です。

そのため、本市の負荷率は、例年88%～91%程度
で推移しており、変動幅が低い状態にあります。

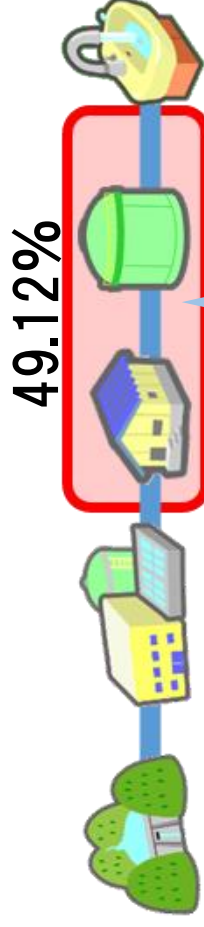
固定費の大部分を従量料金で回収することになり、
一部料金制と大差のない状況となるため、本市の実
態に不適合です。

	(千円)	(%)
需要家費	401,266	
固定費 (8.6%)	438,133	基本料金 14.57
固定費 (91.4%)	4,656,434	従量料金 85.43
変動費	265,968	

②部門費で分ける方法

●水の使用の有無に関わらず、常に面的に配備しておく必要がある配給水部門の固定費を基本料金に配分します。

●固定費に占める配給水部門（水道管や配水池、ポンプ所等）のウェイトが大きいほど、基本料金が高くなります。



49.12%

本市の送配水施設数は全国最多水準



✖ 施設数が多いため、固定費の過半数を基本料金に配分することになります。収益安定化に繋がりますが、少量使用者の負担感が高まります。

本市の資産の約50%が配給水部門で占めています。

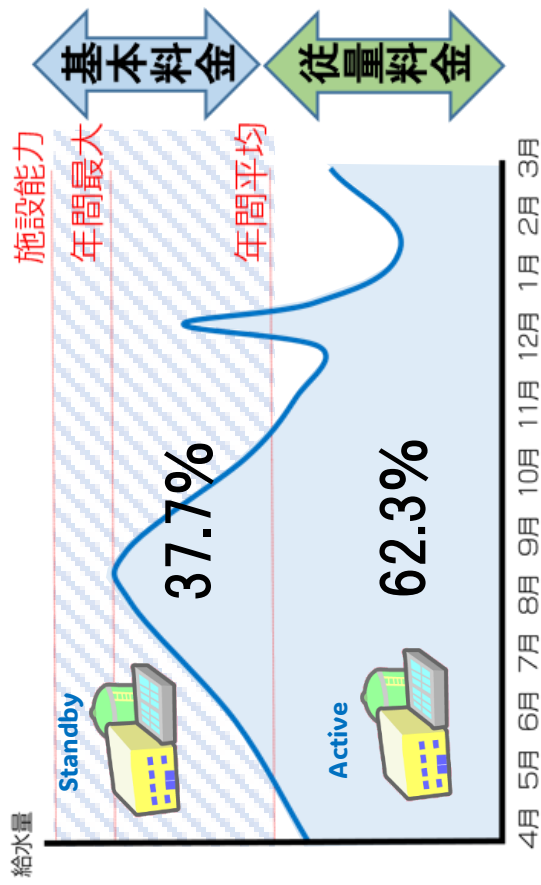
そのため基本料金が高額となり、料金収入は安定しますが、少水量使用者の負担の不公平感が高まります。

施設数の削減が進むことで、配分率を抑えることが期待されますが、長期計画で進めていく必要がありますため、現状では不適合と思われます。

(千円)		需要家費		(%)	
	401,266		401,266		基本料金
	2,502,451	固定費 (49.12%)	2,502,451		50.40
	2,592,116	固定費 (50.88%)	2,592,116		従量料金
	265,968	変動費	265,968		49.60

③固定費総額に施設利用率を乗じる方法

- 負荷率による方法を、浄水場の施設能力に置き換えて、年間平均以上を基本料金、年間平均以下を従量料金に配分します。
- ・ 浄水場の施設能力は、一日最大給水量に非常時の対応を含めた予備能力を加えて設計されます。
- ・ 平均水量～予備能力までを、常に備えておく経費（基本料金）とするものです。



× 最大水量は例年観光シーズン記録されていることを踏まえると、本市の“需要構造”に照らすと、最適な配分方法とは言い難い。

本市の施設利用率は60％程度で、固定費配分率が40％程度となり、固定費の回収と市民負担のバランスが取れた方法と言えます。

しかし、本市の最大水量は、例年、帰省と観光が重なる夏場や年末年始に記録されており、観光による水量（施設能力）を、一般家庭等の少水量世帯が基本料金として負担することになるため、本市の需要構造に合致しない部分があります。

(千円)		(%)
需要家費	401,266	
固定費 (37.7%)	1,920,652	
固定費 (62.3%)	3,173,915	
変動費	265,968	
		基本料金
		40.30
		従量料金
		59.70

④ 固定費総額に最大稼働率を乗じる方法

- 給水量
- 基本
- 従量料金
- 施設能力
- 年間最大
- 年間平均
- Standby
- Active
- 31.83%
- 68.17%
- 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

非常時対応分を等しく基本料金で負担する方法であるため
本市の実情に最も適合した配分方法と思われまます。

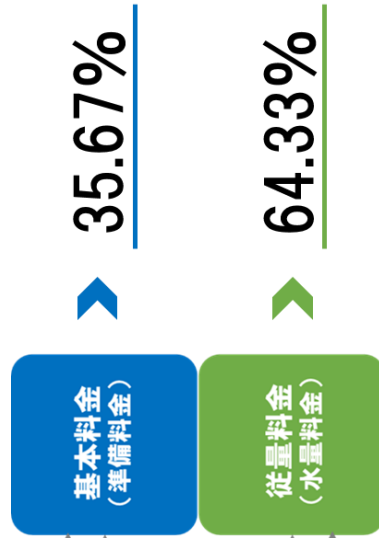
残りは使用水量に応じた従量料金での負担となるため、利用者の理解が得られやすいと思われます。

基本料金への配分率は35%程度となり、固定費回収の確実性と負担の公平性のバランスがとれた方法と考えられます。

(千円)		(%)
需要費	401,266	基本料金 35.11
固定費 (31.83%)	1,621,601	
固定費 (68.17%)	3,472,966	従量料金 64.89
変動費	265,968	

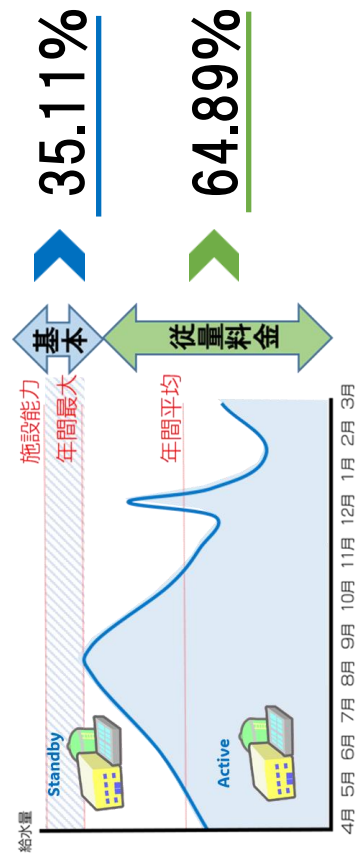
現状では、『水の使われ方』や『水需要の構造』、『施設の運用』等に大きな変化がなく、基本料金への配分率を見直す必要が生じていないものと考えられます。

《現状(実績)》



=

《本市の実情に適した配分率》



基本水量

令和5年度地方公営企業決算状況調査 類団 65 団体

団体名	基本水量(m³)
函館市	10
釧路市	0
帯広市	0
苫小牧市	0
青森市	0
弘前市	10
盛岡市	10
秋田市	0
山形市	0
福島市	10
水戸市	6
日立市	0
つくば市	10
ひたちなか市	5
伊勢崎市	0
熊谷市	10
春日部市	16
上尾市	0
草加市	10
新座市	0
久喜市	0
佐倉市	0
流山市	5
八千代市	0
小田原市	8
秦野市	4
長岡市	10
上越市	5
福井市	0
甲府市	0
長野県	10
長野市	0
松本市	0

団体名	基本水量(m³)
沼津市	10
富士市	0
磐田市	8
豊川市	0
刈谷市	0
安城市	0
西尾市	0
津市	0
松阪市	0
鈴鹿市	0
宇治市	8
岸和田市	5
茨木市	0
八尾市	0
寝屋川市	10
和泉市	0
伊丹市	0
加古川市	5
宝塚市	0
川西市	0
鳥取市	0
米子市	8
松江市	0
呉市	0
下関市	0
宇部市	10
山口市	0
徳島市	8
久留米市	0
佐賀市	10
佐世保市	10
都城市	495

料金体系

令和5年度地方公営企業決算状況調査 類団 65 団体

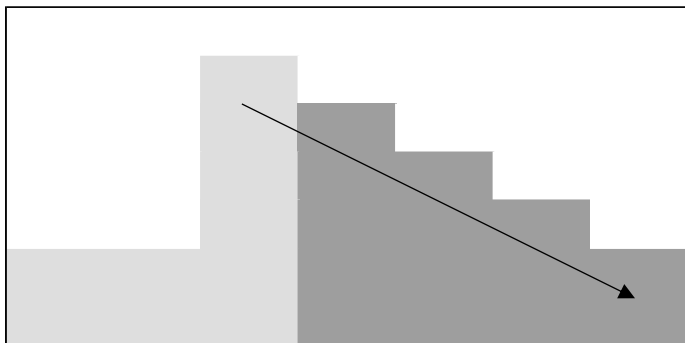
団体名	料金体系
函館市	用途別・口径別
釧路市	用途別・口径別
帯広市	用途別・口径別
苫小牧市	用途別・口径別
青森市	用途別・口径別
弘前市	口径別
盛岡市	用途別・口径別
秋田市	口径別
山形市	口径別
福島市	口径別・その他
水戸市	用途別・口径別
日立市	用途別・口径別
つくば市	口径別
ひたちなか市	口径別
伊勢崎市	口径別
熊谷市	口径別
春日部市	用途別
上尾市	口径別
草加市	口径別
新座市	口径別
久喜市	口径別
佐倉市	口径別
流山市	口径別
八千代市	用途別・口径別
小田原市	用途別
秦野市	用途別・口径別
長岡市	用途別・口径別
上越市	口径別
福井市	口径別
甲府市	口径別
長野県	口径別
長野市	口径別
松本市	口径別

団体名	料金体系
沼津市	用途別・口径別
富士市	口径別
磐田市	口径別
豊川市	口径別
刈谷市	口径別
安城市	口径別
西尾市	口径別
津市	口径別
松阪市	口径別・その他
鈴鹿市	口径別
宇治市	用途別
岸和田市	用途別・口径別
茨木市	用途別・口径別
八尾市	用途別・口径別
寝屋川市	用途別
和泉市	用途別・口径別
伊丹市	口径別
加古川市	口径別
宝塚市	用途別・口径別
川西市	口径別
鳥取市	口径別
米子市	口径別
松江市	口径別
呉市	口径別
下関市	口径別
宇部市	口径別
山口市	用途別・口径別
徳島市	用途別
久留米市	その他
佐賀市	用途別
佐世保市	用途別(ほぼ単一)
都城市	用途別・口径別

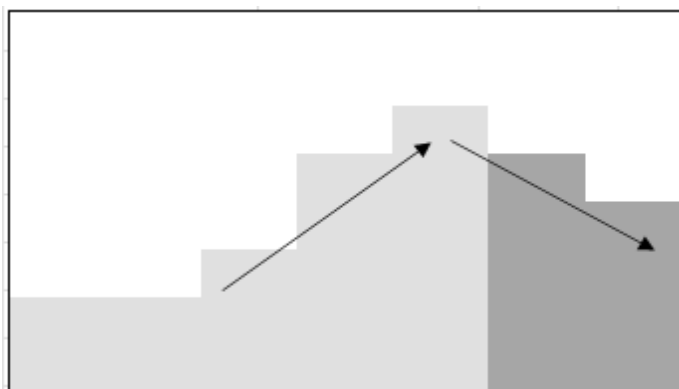
従量料金（逓減）採用団体

令和6年 水道料金表（日本水道協会）を参考に作成

従量料金 右肩下がりの例



従量料金 山なりの例



<用途別料金>

・右肩下がりの団体（11 団体）

自治体	給水人口(人)	用途	従量料金（1㎡あたり単価）					
中空知広域水道企業団	59,608	営業用	16㎡～	901㎡～				
			299円→	255円				
				-44円				
角田市	25,958	官公庁学校用 (病院用) 営業用	11㎡～	3,001㎡～	10,001㎡～			
			305円→	240円	200円			
				-65円	-40円			
鹿角市	24,491	営業用1000㎡ (13mm) 基本料金13,536	1,001㎡～	2,001㎡～	3,001㎡～			
			9円→	7円	5円			
				-2円	-2円			
倶知安町	14,867	営業用	11㎡～	1,001㎡～				
			154円→	137円				
				-17円				
川棚町	13,051	家庭用 一般用	11㎡～	1,001㎡～	10,001㎡～	30,001㎡～		
			180円→	145円	140円	135円		
				-35円	-5円	-5円		
岩内町	9,586	工場用	51㎡～	101㎡～	201㎡～	301㎡～		
			276円→	248円	220円	193円		
				-28円	-28円	-27円		
清水町	7,591	家事用 一般用	11㎡～	101㎡～	1,001㎡～	5,001㎡～		
			180円→	130円				
				-50円				
洞爺湖町	6,530	営業用	11㎡～	301㎡～	501㎡～	2,001㎡～	4,001㎡～	
			185円→	175円	155円	120円	90円	
				-10円	-20円	-35円	-30円	
苓北町	6,135	一般用	8㎡～	50㎡～				
			235円→	215円				
				-20円				
		学校用	46㎡～	50㎡～				
			235円→	215円				
				-20円				
		福祉施設用	28㎡～	50㎡～				
			235円→	215円				
				-20円				
草津市	139,455	その他用	～3,000㎡	3,001㎡～				
			350円→	220円				
				-130円				
佐賀西部広域水道企業団 (武雄市)	150,729	家事用 一般用	～600㎡	601㎡～				
			262円→	242円				
				-20円				

・山なりの団体（4 団体）

自治体	給水人口（人）	用途	従量料金（1㎡あたり単価）					
佐賀市	194,816	家事用 一般用	21㎡～	61㎡～	121㎡～	161㎡～	6,001㎡～	
			190円	195円	240円	270円	200円	
							-70円	
		工場用	～30㎡	～60㎡	～80㎡	～300㎡	301㎡～	
			190円	195円	240円	270円	96円	
							-174円	
佐賀西部広域水道企業団 （多久市、武雄市、嬉野市 等）	150,729	家事用 一般用 （多久市）	11㎡～	21㎡～	31㎡～	2,000㎡～	3,001㎡～	
			248円	287円	306円	191円	48円	
						-115円	-143円	
草津市	139,455	家事用 一般用	21㎡～	41㎡～	71㎡～	201㎡～	3,001㎡～	
			120円	150円	220円	270円	220円	
							-50円	
		工場用	401㎡～	801㎡～	1,801㎡～	6,001㎡～		
			160円	240円	270円	220円		
						-50円		
宮津市	16,131	家事用 一般用	6㎡～	11㎡～	21㎡～	51㎡～	101㎡～	201㎡～
			19円	168円	203円	229円	252円	244円
								-8円

<口径別料金>

・右肩下がりの団体（8 団体）

自治体	給水人口（人）	口径(mm)	水量料金（1㎡あたり単価）									
盛岡市	273,733	30	~1,000㎡	1,001㎡~								
			275円	220円								
				-55円								
小松市	105,408	100	101㎡~	1001㎡~	5,001㎡~							
			140円	138円	128円							
				-2円	-10円							
気仙沼市	55,560	25~40	1㎡~	1,001㎡~								
			287円	260円								
				-27円								
		50~	1㎡~	1,001㎡~								
			323円	292円								
				-31円								
見附市	48,995	13~	1㎡~	201㎡~	501㎡~	5,001㎡~						
			120円	105円	95円	90円						
				-15円	-10円	-5円						
黒部市	24,760	13	11㎡~	501㎡~								
			102円	¥64								
				¥-39								
		20	16㎡~	501㎡~								
			112円	64円								
				-48円								
		25~40	21㎡~	501㎡~								
			112円	64円								
				-48円								
		50	101㎡~	501㎡~								
			110円	64円								
				-46円								
聖籠町	13,841	30	11㎡~	501㎡~	1,001㎡~							
			160円	140円	130円							
				-20円	-10円							
日高町	9,593	25	~100㎡	101㎡~								
			154円	131円								
				-23円								
		30	~300㎡	301㎡~								
			198円	131円								
				-67円								
下呂市	6,024	13	11㎡~	81㎡~	501㎡~	1,001㎡~						
			156円	120円	116円	112円						
				-36円	-4円	-4円						

・山なりの団体（16 団体）

自治体	給水人口（人）	口径(mm)	水量料金（1㎡あたり単価）							
前橋市	328,534	13~25	17㎡~	61㎡~	101㎡~	601㎡~	6,001㎡~			
			130円	168円	211円	211円	195円			
							-16円			
		30~	1㎡~	17㎡~	61㎡~	101㎡~	601㎡~	6,001㎡~		
			38円	130円	168円	211円	221円	195円		
								-26円		
高知市	300,373	13~20	~8㎡	9㎡~	21㎡~	31㎡~	51㎡~	101㎡~	1,001㎡~	
			10円	137円	164円	193円	251円	335円	280円	
									-55円	
		25~	~20㎡	21㎡~	31㎡~	51㎡~	101㎡~	1,001㎡~		
			156円	164円	193円	251円	335円	280円		
								-55円		
盛岡市	273,733	~25	~10㎡	11㎡~	21㎡~	31㎡~	1,001㎡~			
			66円	124円	220円	275円	220円			
							-55円			
帯広市	158,169	13	~10㎡	~20㎡	~1,000㎡	1,001㎡~				
			50円	253円	319円	253円				
						-66円				
		20	~10㎡	11㎡~	41㎡~	1,001㎡~				
			72円	253円	319円	253円				
						-66円				
		25	~10㎡	11㎡~	41㎡~	1,001㎡~				
			94円	253円	319円	253円				
						-66円				
		40	11㎡~	41㎡~	1,001㎡~					
			253円	319円	253円					
					-66円					
小松市	105,408	13~30	~30㎡	~100㎡	~1,000㎡	~5,000㎡	5,001㎡~			
			128円	136円	140円	138円	128円			
						-2円	-10円			
		40~50	~100㎡	~1,000㎡	~5,000㎡	5,001㎡~				
			136円	140円	138円	128円				
					-2円	-10円				
		75	~100㎡	~1,000㎡	~5,000㎡	5,001㎡~				
			136円	140円	138円	128円				
					-2円	-10円				
一関市	93,549	13~	~10㎡	11㎡~	21㎡~	31㎡~	51㎡~	1,001㎡~	5,001㎡~	
			113円	240円	252円	274円	320円	252円	228円	
								-68円	-24円	
長岡京市	82,258	13~	~10㎡	11㎡~	21㎡~	31㎡~	101㎡~	3,001㎡~	10,001㎡~	
			60円	110円	205円	215円	230円	240円	190円	
									-50円	
三木市	73,558	13~	16㎡~	61㎡~	101㎡~	201㎡~	5,001㎡~			
			125円	175円	205円	225円	188円			
							-37円			
渋川市	71,933	13~	9㎡~	21㎡~	51㎡~	201㎡~	3,001㎡~			
			120円	165円	200円	250円	180円			
							-70円			
八幡市	68,963	13~	13㎡~	21㎡~	41㎡~	61㎡~	101㎡~	201㎡~	10,001㎡~	
			128円	165円	200円	250円	260円	280円	198円	
									-82円	
伊那市	65,630	13~	~20㎡	21㎡~	41㎡~	61㎡~	101㎡~	2,001㎡~		
			122.1円	140円	165円	188円	211円	195円		
								-16円		

自治体	給水人口（人）	口径(mm)	水量料金（1㎡あたり単価）									
五所川原市	45,944	20~25	~10㎡	11㎡~	21㎡~	31㎡~	4,501㎡~					
			116円	213円	310円	378円	329円					
							-49円					
		30~	~30㎡	31㎡~	4,501㎡~							
			465円	581円	329円							
					¥-252							
五泉市	45,939	13~	11㎡~	31㎡~	101㎡~	1,001㎡~						
			146.3円	165円	176円	170.5円						
						-6円						
いちき串木野市	25,293	13~	~10㎡	11㎡~	21㎡~	31㎡~	2,001㎡~					
			53円	99円	134円	175円	148円					
							-27円					
厚岸町	7,556	13~	~10㎡	11㎡~	21㎡~							
			198円	275円	187円							
					-88円							
大衡村	5,470	13~20	11㎡~	21㎡~	51㎡~	101㎡~	201㎡~	1,001㎡~	5,001㎡~			
			270円	280円	300円	310円	330円	220円	165円			
								-110円	-55円			
		25~40	11㎡~	21㎡~	51㎡~	201㎡~	1,001㎡~	5,001㎡~				
			270円	290円	310円	330円	220円	165円				
							¥-110	-55円				
		50~	11㎡~	51㎡~	201㎡~	1,001㎡~	5,001㎡~					
			290円	310円	330円	220円	165円					
						-110円	-55円					

メーター口径決定基準例（九州内の中核都市以上）

○長崎市

水道メーター口径決定基準

設置する蛇口の数に応じて次のとおりメーター口径を決定します。

水道メーター口径決定基準

給水せん数	メーター口径
1せん以上6せん以下	13mm
6せんを超え12せん以下	20mm
12せんを超え22せん以下	25mm
流量計算による	40mm以上

○宮崎市

2.1 設計水量

直結式給水における設計水量は、給水器具の同時使用の割合を十分考慮して実態にあった水量を設定することが必要である。この場合の設計水量は、同時使用水量から求める。以下に一般的な同時使用水量の求め方を示す。

表－3.3 設計水量決定方法

建物用途	計算の方法	簡便法
① 専用住宅	標準化した同時使用水量を求める方法	20 栓以下は 20mm 3 栓以下は 13mm
② 集合住宅	居住人数による同時使用水量を求める方法（BL 基準）	
③ 16 栓以上の給水用具を有する事務所ビル等	給水用具給水負荷単位による方法	16 栓未満は 20mm
④ 11 栓以上の給水用具を有する飲食店等	給水用具給水負荷単位による方法	11 栓未満は 20mm
⑤ 大便器（洗浄弁）を使用する施設	給水用具により算出方法が異なるが、大便器（洗浄弁）とその他の給水用具で別々に算出し、それぞれに求めた和を同時使用水量とする。	1 箇所当たり 100ℓ/min ＋給水用具の同時使用水量
⑥ その他	標準化した同時水量を求める	3 栓以下は 13mm

○福岡市

(2) 一戸建て住宅および直結直圧式給水（2 階まで）の共同住宅で、給水用具数が 25 栓以下である場合については水理計算を省略し、表 5.3.4 から口径を決定することができる（13mm 給水用具換算値は、表 5.3.5 を参照）。

なお、次のものについては給水用具数に計上しないものとする（給水器具負荷単位により口径を決定する場合は除く）。

- イ) トイレ個室にある手洗い
- ロ) 温水洗浄便座（ウォシュレット、シャワートイレ等）
- ハ) 浄水器（台所水栓から分岐し設置したものに限る）

ただし、標準的な一戸建て住宅および直結直圧式給水（2 階まで）の共同住宅を対象としているので、最低作動水压を必要とする給水用具がある場合、また、給水管の布設延長が長くなるものについては、水理計算を行ったうえで口径を決定すること。

メーター呼び径	13mm の給水用具数
13mm	7 栓以下
20mm	8～15 栓
25mm	16～25 栓

表 5.3.4 メーター呼び径と水栓数

給水用具の呼び径	13mm 給水用具換算値
13mm	1
20mm	3
25mm	6

表 5.3.5 13mm 給水用具換算値

料金表・案（2 か月分）

○現行

単価表

(税抜)

基本料金	20立方メートルまで		2,968円
	(ただし、10立方メートルまで1,728円)		
従量料金 (超過料金) 1m ³ あたり	20立方メートルを超え	40立方メートルまで	233円
	40立方メートルを超え	100立方メートルまで	253円
	100立方メートルを超え	200立方メートルまで	273円
	200立方メートルを超え	400立方メートルまで	302円
	400立方メートルを超え	1,000立方メートルまで	305円
	1000立方メートルを超え	2,000立方メートルまで	309円
	2000立方メートルを超えるもの		312円

○27.5%一律改定

単価表

(税抜)

基本料金	20立方メートルまで		3,785円
	(ただし、10立方メートルまで2,204円)		
従量料金 (超過料金) 1m ³ あたり	20立方メートルを超え	40立方メートルまで	298円
	40立方メートルを超え	100立方メートルまで	323円
	100立方メートルを超え	200立方メートルまで	349円
	200立方メートルを超え	400立方メートルまで	386円
	400立方メートルを超え	1,000立方メートルまで	389円
	1000立方メートルを超え	2,000立方メートルまで	394円
	2000立方メートルを超えるもの		398円

○28%一律改定

単価表

(税抜)

基本料金	20立方メートルまで		3,800円
	(ただし、10立方メートルまで2,212円)		
従量料金 (超過料金) 1m ³ あたり	20立方メートルを超え	40立方メートルまで	299円
	40立方メートルを超え	100立方メートルまで	324円
	100立方メートルを超え	200立方メートルまで	350円
	200立方メートルを超え	400立方メートルまで	387円
	400立方メートルを超え	1,000立方メートルまで	391円
	1000立方メートルを超え	2,000立方メートルまで	396円
	2000立方メートルを超えるもの		400円